

旅客営業規則の一部改正【新旧対照表】
【2023年4月1日より適用】

改 正	現 行
〔旅客運賃の計算〕 第 36 条 旅客運賃は、旅客の実際乗車する発着の順序によって計算する。 <u>2 前項に規定する旅客運賃は、第 61 条に規定する鉄道駅バリアフリー料金を加算した額とし、これを旅客運賃として取扱う。</u> 〔特定区間の片道普通旅客運賃〕 第 45 条 第 43 条第 1 項の規定にかかわらず、<u>別表第 1 号</u>に掲げる特定運賃区間の片道普通旅客運賃については、旅客の乗車するキロ程から計算した運賃ではなく、特定の運賃とする。 〔貸切旅客運賃の最低額〕 第 57 条 貸切旅客運賃の最低額は、その貸切運賃区間の区数が 3 区間以内の場合であっても、規則第 56 条の規定によって計算した 3 区分の旅客運賃とする。<u>ただし、鋼索線の貸切旅客運賃については、第 56 条第 1 号の規定に従うものとし、本条は適用されないものとする。</u> 〔鉄道駅バリアフリー料金〕 第 61 条 <u>京阪線が発駅または着駅となる区間に乗車する場合は、鉄道駅バリアフリー料金を旅客運賃に加算して収受する。</u> <u>2 前項の規定により収受する鉄道駅バリアフリー料金は、次の各号に定めるとおりとする。</u> <u>(1) 大人片道普通旅客運賃に加算する額 10 円</u> <u>(2) 大人 1 箇月通勤定期旅客運賃に加算する額 370 円</u> <u>(3) 細則第 2 条第 2 項に基づき発売される、特別の運送条件を定めた乗車券類 別に定める額</u> <u>3 前項に規定する以外の運賃、ならびにこれらの小児運賃や割引運賃に加算する鉄道駅バリアフリー料金は、前項に規定する鉄道駅バリアフリー料金を加算した額を基準として計算した金額と、加算しない金額を基準として計算した金額との差額とする。</u> 〔貸切車の留置料金〕 第 62 条 貸切車を、申込者の都合によって、同一駅に 6 時間をこえて滞留 させる場合は、その超過時間について、次の留置料金を収受する。 客車 1 両につき 2 時間までごとに 1,980 円 2 前項の規定による貸切車の留置料金を団体券又は貸切券の発売駅において収受する場合は、団体券又は貸切券によって合せて収受する。	〔旅客運賃の計算〕 第 36 条 旅客運賃は、旅客の実際乗車する発着の順序によって計算する。 <u>2</u> (新 設) 〔特定区間の片道普通旅客運賃〕 第 45 条 第 43 条第 1 項の規定にかかわらず、<u>別表第 2 号</u>に掲げる特定運賃区間の片道普通旅客運賃については、旅客の乗車するキロ程から計算した運賃ではなく、特定の運賃とする。 〔貸切旅客運賃の最低額〕 第 57 条 貸切旅客運賃の最低額は、その貸切運賃区間の区数が 3 区間以内の場合であっても、規則第 56 条の規定によって計算した 3 区分の旅客運賃とする。 〔鉄道駅バリアフリー料金〕 第 61 条 (新 設) 〔貸切車の留置料金〕 (項番変更) 第 61 条 貸切車を、申込者の都合によって、同一駅に 6 時間をこえて滞留させる場合は、その超過時間について、次の留置料金を収受する。 客車 1 両につき 2 時間までごとに 1,980 円 2 前項の規定による貸切車の留置料金を団体券又は貸切券の発売駅において収受する場合は、団体券又は貸切券によって合せて収受する。

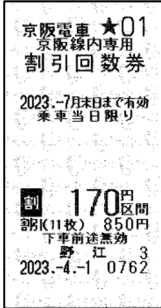
※下線部が改正箇所。

旅客営業規則の一部改正【新旧対照表】
【2023年4月1日より適用】

改 正	現 行
〔貸切取消の場合の回送料〕 第 62 条の2 客車を貸切とする場合であって、これを他駅から回送した後、申込者の都合によって、その申込を取り消した場合は、その回送駅間及び返送駅間の全キロ程について、次の車両回送料を収受する。 客車1両1キロメートルにつき240円 〔改氏名の場合の定期券の書替〕 第 75 条 定期券の使用者は、氏名を改めた場合は、これを定期券発売駅に差し出して、その氏名の書替を請求しなければならない。 2 前項の書替を請求する場合、定期券の使用者は、別に定める申込書を提出するほか、別に定める公的証明書等を呈示し、記名人本人であることを証明しなければならない。 〔券売機発行の普通券の様式〕 第 87 条 券売機発行の普通券の様式は、次のとおりとする。 (1) 片道券 (大人用)  3.0 cm × 5.75 cm (小児用)  3.0 cm × 5.75 cm 備考 ① 小児用は「小」と表示する。 ② 裏面は磁気膜を塗布する。 ③ ICカードにより引換発行する場合、iを表示する。	〔貸切取消の場合の回送料〕(項番変更) 第 62 条 客車を貸切とする場合であって、これを他駅から回送した後、申込者の都合によって、その申込を取り消した場合は、その回送駅間及び返送駅間の全キロ程について、次の車両回送料を収受する。 客車1両1キロメートルにつき240円 〔改氏名の場合の定期券の書替〕 第 75 条 定期券の使用者は、氏名を改めた場合は、これを定期券発売駅に差し出して、その氏名の書替を請求しなければならない。 2 前項の書替を請求する場合、定期券の使用者は、別に定める申込書を提出するほか、公的証明書等を呈示し、記名人本人であることを証明しなければならない。 〔券売機発行の普通券の様式〕 第 87 条 券売機発行の普通券の様式は、次のとおりとする。 (1) 片道券 (大人用)  3.0 cm × 5.75 cm (小児用)  3.0 cm × 5.75 cm 備考 ① 小児用は「小」と表示する。 ② 裏面は磁気膜を塗布する。 ③ ICカードにより引換発行する場合、iを表示する。

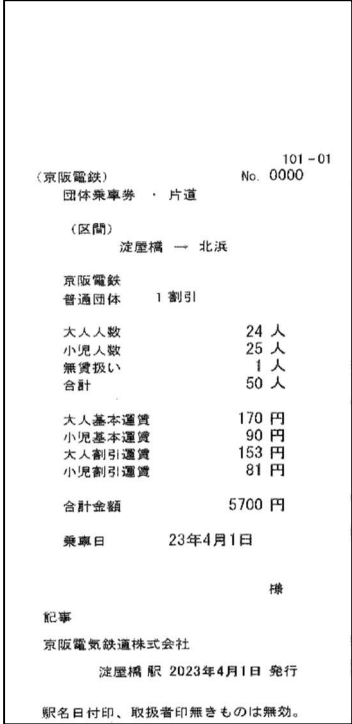
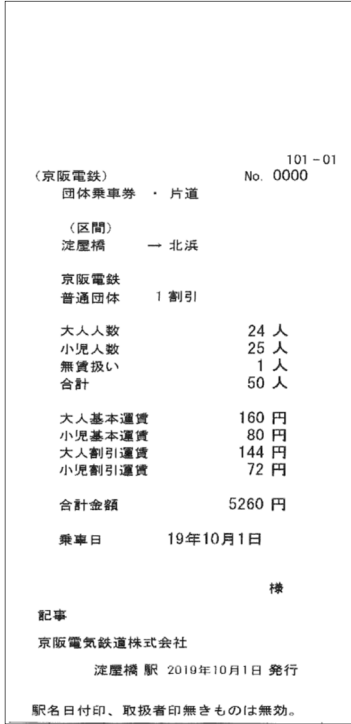
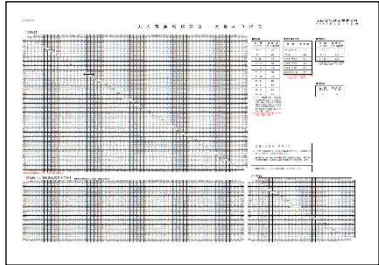
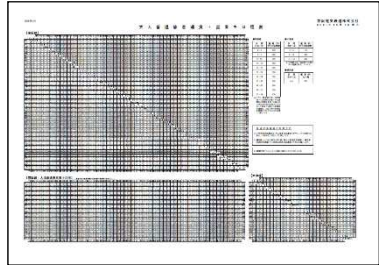
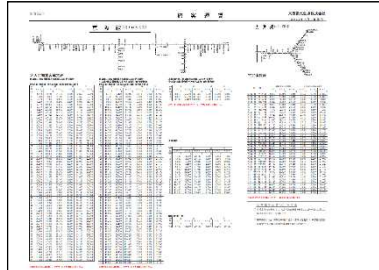
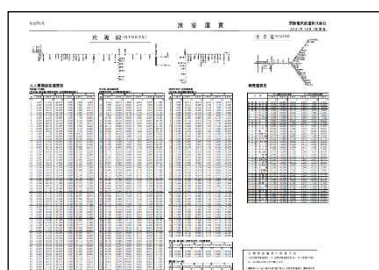
※下線部が改正箇所。

旅客営業規則の一部改正【新旧対照表】
【2023年4月1日より適用】

改 正	現 行
(2) 往復券 (大人用) (小児用)   5.75 cm×3.0 cm 5.75 cm×3.0 cm 備考 ① 小児用は「小」と表示する。 ② 裏面は磁気膜を塗布する。 ③ ICカードにより引換発行する場合、iを表示する。 (3) 鋼索線専用片道券 (現行どおり) (4) 鋼索線専用往復券 (現行どおり) 〔回数券の様式〕 第90条 回数券の様式は、次のとおりとする。 (1) 券売機発売用 ① 身体障害者・知的障害者割引回数券 大人用 小児用   5.75cm×3.0cm 5.75cm×3.0cm 備考 イ. 小児用は「割小」と表示する。 ロ. 裏面は磁気膜を塗布する。 ② 鋼索線専用身体障害者・知的障害者割引回数券 (現行どおり) ③ 通学割引回数券 (現行どおり) (2) <u>一般用 (大津線・割引普通回数券)</u> (現行どおり)	(2) 往復券 (大人用) (小児用)   5.75 cm×3.0 cm 5.75 cm×3.0 cm 備考 ① 小児用は「小」と表示する。 ② 裏面は磁気膜を塗布する。 ③ ICカードにより引換発行する場合、iを表示する。 (3) 鋼索線専用片道券 (省 略) (4) 鋼索線専用往復券 (省 略) 〔回数券の様式〕 第90条 回数券の様式は、次のとおりとする。 (1) 券売機発売用 ① 身体障害者・知的障害者割引回数券 大人用 小児用   5.75cm×3.0cm 5.75cm×3.0cm 備考 イ. 小児用は「割小」と表示する。 ロ. 裏面は磁気膜を塗布する。 ② 鋼索線専用身体障害者・知的障害者割引回数券 (省 略) ③ 通学割引回数券 (省 略) (2) <u>一般用 (大津線・割引普通回数券のみ)</u> (省 略)

※下線部が改正箇所。

旅客営業規則の一部改正【新旧対照表】
【2023年4月1日より適用】

改 正	現 行
〔団体券の様式〕 第 91 条 団体券の様式は、次のとおりとする。 (1) 団体券の様式（機器発行用） 	〔団体券の様式〕 第 91 条 団体券の様式は、次のとおりとする。 (1) 団体券の様式（機器発行用） 
別表第 1 号	別表第 1 号
	
別表第 2 号	別表第 2 号
	

※下線部が改正箇所。